

温暖化防止 検討会（平成30年6月26日） 発言骨子

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

○ 当協会は、産業廃棄物処理業の許可業者を正会員とする団体で、現在正会員は552社です。会員に対して、産業廃棄物の適正処理並びに資源循環の取組が進むよう支援するとともに、行政や東京都環境公社との意見交換に努めている団体です。協会会員企業は、都内の中間処理量約900万トンに対して、その46%を取り扱っています。

○ また、産業廃棄物処理業界の全国組織である、公益社団法人 全国産業資源循環連合会 では、「低炭素社会実行計画」を策定しており、各県協会の会員企業に対して、温暖化防止対策を進めるよう行動しています。

その実行計画での目標として、2010年度に対して2030年度には、収集運搬業では、燃費を10%向上させること、中間処理業では、焼却に伴う発電量及び熱利用量をそれぞれ2倍にすることとしています。

○ それでは、第3期の削減義務について、協会の意見を述べます。

「第3期も中小企業等が2分の1以上所有する大規模事業所は削減義務の対象外とする」ことに賛成です。

なぜならば、中小企業は、大企業に比べると資本基盤や人材面でより課題を抱えている現状があるからです。各社とも自主的削減には努めておりますが、一律の義務は厳しいと考えております。

また、産業廃棄物業界の現状を申しますと、中国の廃プラスチックや古紙の輸入規制の影響で、資源循環のための新たな設備投資、選別や洗浄装置などが、今後、必要になると、消費エネルギーが増えるなど、将来の変動が大きいことをご承知いただきたいと思います。

○ 第3期の削減義務については、以上です。